

(案)

基準 18

地域利便施設

指定路線の沿道に面して自己の業務の用に供する地域利便施設を建設する基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

1 建築物は次のいずれかに該当すること。

- (1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗であること。ただし、建築基準法施行令第130条の5の3に規定する店舗、飲食店等を含むことができる。
- (2) 自動車関連部品等を販売する大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗であり、かつ、自動車修理工場を併設する施設であること。

2 指定路線は次の各号の路線とする。

- (1) 国道17号
- (2) 国道122号
- (3) 国道354号

3 申請地は次に該当すること。

- (1) 申請地は、指定路線に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用入口1箇所、出口1箇所それぞれ設けること。ただし道路管理者との協議により、車両用入口及び出口をそれぞれ設けることができない場合は、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けるものとする。
- (2) 申請地の面積は、50,000㎡未満であること。

4 建築物の高さは10m以下であること。

5 建築物の床面積の合計は10,000㎡以下で、かつ、申請敷地の2分の1以下であること。

6 当該施設は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に適合するものであり、大規模小売店舗立地法に基づく手続きが終了する旨の通知があったものであること。